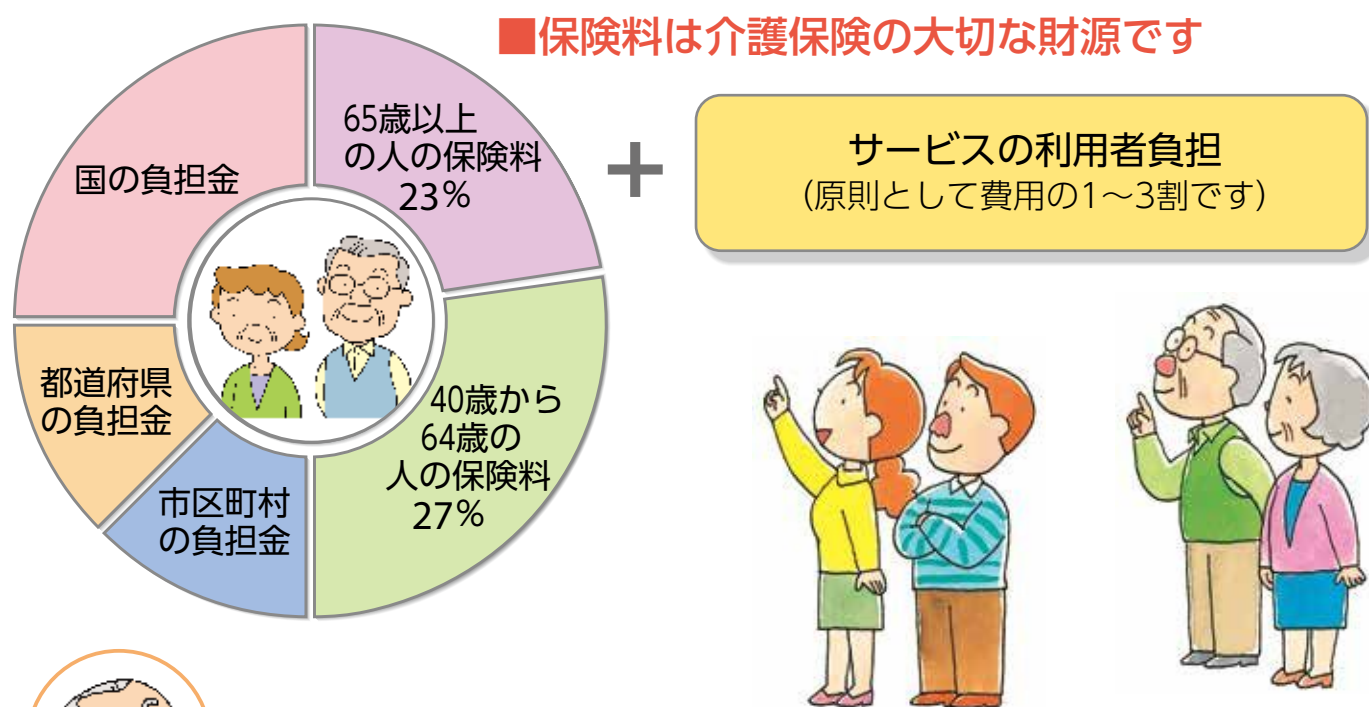


保険料を納めて みんなで介護を支えます

介護保険は、公費と40歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



保険料を滞納しているとどうなるのですか。

こたえ

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付（費用の9～7割）が支払われる形となります。
- 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されます。
- サービスを利用するときに、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

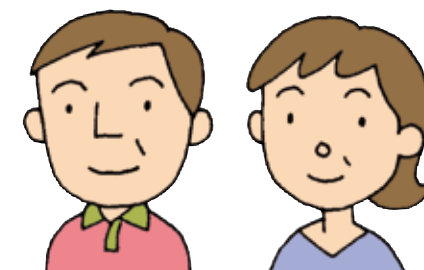
40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決まります。医療保険料と一括して納めます。

●国民健康保険に加入している人

決め方

保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険税(料)の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

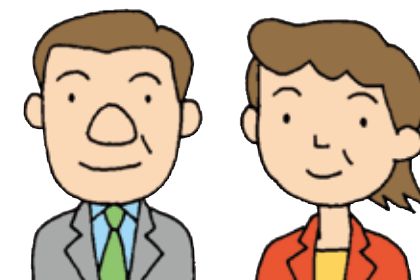
納め方

医療保険分と介護保険分とをあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。



給与および賞与

×

介護保険料率

=

介護保険料

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

介護保険料と医療保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

